

# 追加会則案及び条例・細則案

## 追加会則（案）

### （直接解職請求）

- 追加第一条 選挙資格を有する会員は、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、選挙管理委員会に對して、責任役員、事務局長、道場長、祭祀委員、教学委員、編集委員、事務職員、顧問の解職の請求をすることができる。
- 二 前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を機関誌およびホームページに公表しなければならない。
- 三 第一項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、これを選挙資格を有する信者の投票に付さなければならぬ。

【武田】いわゆるリコール制度である。これに関しては別途、

「直接解職請求選挙条例」を定める必要があるが未定。事務職員の解職については労働法とのかねあいがあるが、その場合でも、信徒の意志として解職請求がなされたという事実が重要である。

### （請願権）

- 追加第二条 選挙資格のある会員は、規則、会則、条例、細則の制定、廃止又は改正、本会の運営、企画、人事その他の事項に關し、責任役員会および総代会に平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

### （機関誌の利用権）

- 追加第三条 本会の目的使命を達成するため、会員は、教典、教学、宣教、本会の運営等に關する意見、記事、論説等を機関誌「神の国」に發表することができる。
- 二 会員は、機関誌「神の国」に掲載された記事に対する、批評、反論、批判を同誌に發表することができる。

三 機関誌「神の国」編集委員長は、正当な事由なく、かつその事由を告知することなく、会員の投稿を掲載拒否することはできない。

四 本会の目的使命を達成するため、選挙資格のある五人以上の会員が責任者となって、講演会、座談会等を開催する場合、機関誌「神の国」編集委員長は正当な事由なくその案内の掲載を拒否することはできない。

【武田】 こういう当然のことを、追加会則として提案しなければならぬ現状は誠に遺憾である。なお、聖師の御著作ですら平気で改竄してきたことから推察するに、現編集部においては、投稿者の原稿を改竄することになんの痛痒も感じないものと思われる。従って、さらに別途細則として「執筆者、投稿者には必ず著者校正用ゲラ一部を送付あるいはファックスし、確認をとらねばならない」などの緻密なマニュアルを策定する必要があるかもしれない。

#### (会館の使用権)

追加第四条 本会の目的使命を達成するため、選挙資格のある五人以上の会員が責任者となって、講演会、座談会等を開催する場合、所定の手続きを経て、あいぜん会館を会場として使用することができる。

二 上記の申し出があった場合、事務局は正当な事由なく本部会館の使用を禁止することはできない。

【目崎】 本条に関連して、別途、明確な施設の使用管理規定を策定すべきである。信徒の共有財産であるにもかかわらず、ある団体には無条件に私的関係において利用させてきた事実がある。会員と非会員を厳正に区別する必要がある。

### 選挙管理委員会条例 (案)

第一条 本会は、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、五人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

3 選挙管理委員は互選で選挙管理委員長を任命する。

第二条 選挙管理委員は、選挙権を有する会員のうちから、選挙運営に関し公正な識見を有するものを、総代会においてこれを選挙する。

第三条 責任役員、事務局長、事務職員は選挙管理委員となることはできない。

第四条 総代会は、前項の規定による選挙を行う場合において

は、同時に、委員と同数の補充員を選挙しなければならない。  
補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

**第五条** 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時間が異なるときは選挙の前後により、選挙の時間が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときは籤により、これを定める。

**第六条** 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の分苑に属する者となることとなつてはならない。

**第七条** 責任役員選挙が行なわれる年の七月中に、事務局は選挙管理委員長の執務席を用意し、かつ選挙管理委員長が指名する事務員を選挙実施担当者に任じ、選挙管理委員会の業務に従事させなければならない。

## 責任役員選挙条例

### (選挙資格)

**第一条** 投票日までに年齢二〇歳に達し、なおかつ入会して一年以上を経過した者は選挙資格を有する。

### (被選挙資格)

**第二条** 投票日までに年齢三〇歳に達し、なおかつ正会員となつて三年以上を経過した者は被選挙資格を有する。

### (被選挙資格を有しない者)

- 第三条** 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。
- 一 総代で、第四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者
  - 二 事務職員であつて、第四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者
  - 三 選挙管理委員及びその補充員で、第四条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

### (立候補)

**第四条** 被選挙資格を有する者で責任役員候補者（以下「候補者」という）にならうとする者は、一〇人以上の会員の推薦を受け、現在の責任役員の任期が終了する年（以下「選挙年度」という）の瑞霊降誕祭以降、八月二五日までに、事務局経由で選挙管理委員会に届け出なければならない。

### (立候補者が不足のとき)

**第五条** 立候補の届出の締切の日時に至つて、候補者が責任役員の数に満たないとき又は満たなくなつたときは、総代会

は二週間以内に、不足の人数分だけ会員の中から責任役員候補を選出しなければならない。

#### (告示)

第六条 選挙管理委員会は、機関誌編集委員長に命じ、選挙年度の機関誌一〇月号の相当ページを使い、立候補者の告示をしなければならない。

#### (選挙人名簿の作成と投票用紙の送付)

第七条 選挙管理委員会は、選挙資格のある会員名、所属分苑、住所、生年月日、正会員、準会員の区別を記した選挙人名簿を作成し、それにもとづき、投票用紙を発行する。

二 投票用紙には、会員の氏名、所属分苑の有無および分苑名、正会員、準会員の区別を記し、選挙管理委員長の登録印を捺印しなければならない。

三 選挙管理委員会は投票日の 〇ヶ月前までに所属分苑に所属会員分の投票用紙を送付しなければならない。また分苑に所属しない会員にはその登録住所に交付しなければならない。分苑長は、その責任において、投票日の 〇ヶ月前までに所属会員に投票用紙を交付しなければならない。

#### (選出の方法)

第八条 選挙権のある会員は、候補者の中から責任役員候補

を選び、投票することができる。

二 選挙資格のある正会員の票は一票、選挙資格のある準会員の票は〇・三票として計算する。

三 親子又は夫婦の關係にある者がともに立候補した場合に、票数の多い者一名のみの順位を有効とし、他の者の順位は無効とする。

四 第二項、第三にもとづき、各候補者の得票数を計算し、上位七名を当選者とする。

五 上位七番目の候補者が二人以上いる場合は、候補者同士の話し合いを優先し、つぎに抽選によって、これを決する。

#### (投票日)

第九条 投票日は、選挙年度の秋季大祭の日の午前九時から午後五時をもってこれにあてる。

#### (投票の方法)

第一〇条 会員は左記のいずれかの投票方法を選択できる。

- 1 投票日にみずから投票する。
- 2 代理人に記入済の投票用紙を預け、投票させる。
- 3 投票日の前日までに記入済の投票用紙を書留郵便で選挙管理委員会に送付する。

#### (開票立会人)

第一一条 選挙管理委員会は、責任役員、事務局長、事務職員、

選挙管理委員以外の会員の中から、本人の承諾を得て、投票日の三日前までに開票立会人三名を選任しなければならぬ。

二 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

#### (開票)

第二二条 開票は、選挙管理委員会が、開票立会人の立会いを求め、秋季大祭の当日、午後六時よりこれを行う。

#### (認証)

第一三条 選出された責任役員は、総代会議長が適法に選出されたことを確認し、これを認証する。

#### (保存)

第一四条 選挙管理委員会は事務局に命じ、選挙結果を永久に保存させなければならない。

## 総代選出条例

#### (会員数の確定)

第一条 選挙管理委員会は、総代選出が行われる年（総代選出年度）の瑞生大祭当日における全会員数と各分苑の会員数を

確定し、八月末日までに各分苑に告知する。

#### (議席枠の算出)

第二条 各分苑から選出される総代の議席枠は、各分苑所属の会員数に規則で定める処の総代定数を乗じたものを、全会員数で除した商とする。

二 各分苑に割り振られた総代の議席枠の合計が総代定数に満たない場合には、剰余の多い分苑の順に一議席ずつ順次配分する。

三 同一な剰余を持つ分苑全てに割り振ると総代定数を超過してしまう場合には、籤により決する。

#### (議席枠の通知)

第三条 選挙管理委員会は、選挙年度の九月末日までに、第二条による議席配分の結果を各分苑に通知する。

#### (選出と届け出)

第四条 各分苑では第三条の通知にもとづき、選挙年度の秋季大祭当日までに、選挙権のある所属会員の中から、議席枠分の総代を選出し、事務局経由で代表役員に通知する。

#### (認証)

第五条 前条により選出された総代は、代表役員がこれを認証する。

二 正当な事由がないかぎり、代表役員は総代の認証を拒否することはできない。

【武田】

※全三十六議席を各分苑の所属会員数に比例して分配することになるが、この方法では総代を選出できない分苑も発生するケースが想定される。そこをどう考えるかについては、議論と研究の余地があるが、とりあえず叩き台として提案した。

※選挙管理委員会が告知した会員数、あるいは議席枠の算出計算に対して、分苑の側で異議があった場合の、異議申し立て措置が必要であるが未考。第五条の正当な事由というのは、あまり考えられないが、総代が明らかな民法上の欠格者であるような場合を想定している。

## 所属分苑の移動に関する細則

会員が所属する分苑を変更する場合は、あらたに所属する分苑の分苑長の同意を得たうえで、所属変更届けを事務局経由で選挙管理委員会に届け出なければならぬ。